

## 輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

業務委託契約に基づき支払われる手数料の取扱いについて

照 会											
照会内容等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">① 輸入貨物の品名</td> <td>機械(税表分類:第84類)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 照会の趣旨</td> <td>輸入貨物に係る業務委託手数料について、関税評価上の取扱いを照会するもの。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由</td> <td>別紙1のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④ 関係する法令条項等</td> <td>関税定率法第4条第1項本文、第2号イ、第3号イ及び第3項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤ 添付書類</td> <td>照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料</td> </tr> </table>	① 輸入貨物の品名	機械(税表分類:第84類)	② 照会の趣旨	輸入貨物に係る業務委託手数料について、関税評価上の取扱いを照会するもの。	③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙1のとおり。	④ 関係する法令条項等	関税定率法第4条第1項本文、第2号イ、第3号イ及び第3項	⑤ 添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料
① 輸入貨物の品名	機械(税表分類:第84類)										
② 照会の趣旨	輸入貨物に係る業務委託手数料について、関税評価上の取扱いを照会するもの。										
③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙1のとおり。										
④ 関係する法令条項等	関税定率法第4条第1項本文、第2号イ、第3号イ及び第3項										
⑤ 添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料										

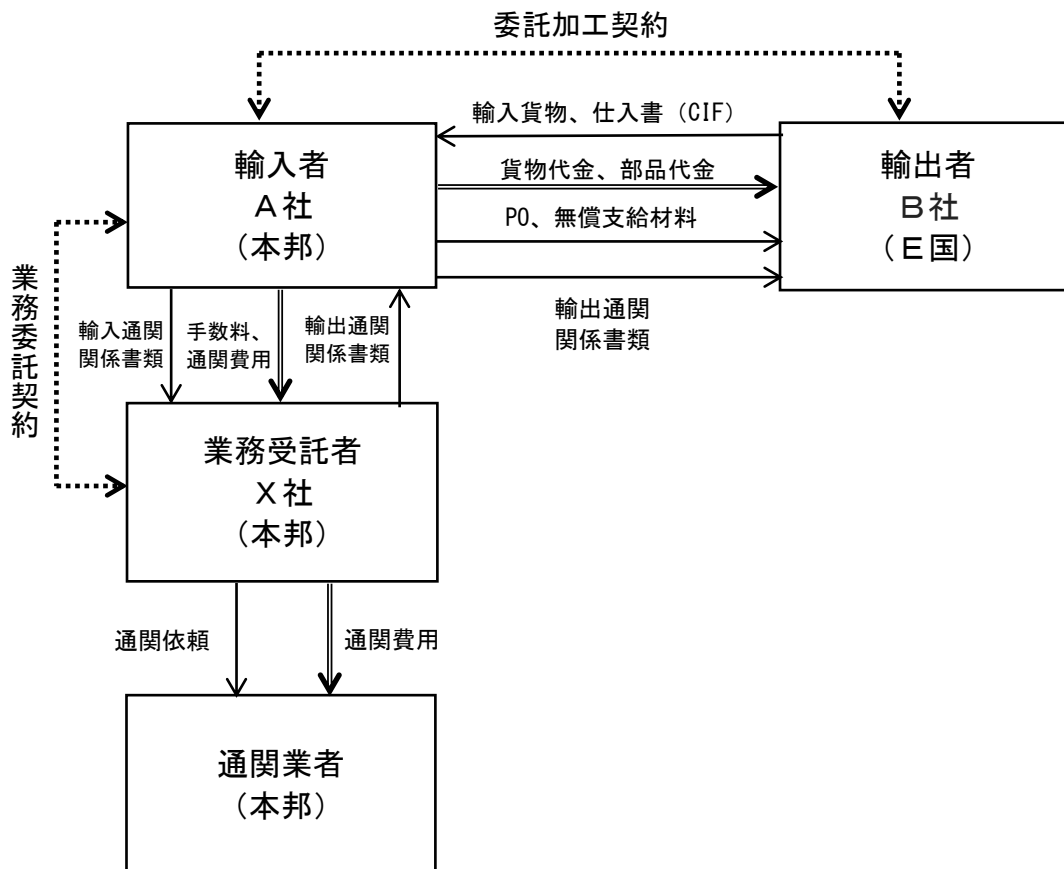
回 答			
回答年月日	令和3年10月28日	回答者	大阪税関業務部首席関税評価官
回答内容	<p>別紙2のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。</p> <p>(1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。</p> <p>(2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご注意ください。</p>		

## 内容

別紙1(照会)	3
1. 取引形態図	3
2. 取引の概要	3
3. 関税評価に関する照会者の見解	5
別紙2(回答)	6
【回答内容】	6
【理由】	6
1. 関係法令等	6
2. 輸入取引の認定について	7
3. 輸入者がX社に支払う業務委託手数料について	7
4. 結論	8

## 別紙 1 (照会)

### 1. 取引形態図



### 2. 取引の概要

本邦所在の輸入者であるA社（以下「輸入者」という。）はE国所在の製造者であるB社（以下「輸出者」という。）との間で委託加工契約を締結し本邦から無償で提供した材料を加工させ、当該加工によって出来上がった製品である機械（以下「輸入貨物」という。）をCIF取引条件で輸入しています。

輸入貨物を輸入するにあたり輸入者は、本邦所在のX社と業務委託契約を締結しています。なお、輸出者は輸入者と特殊関係にありますが、取引価格への影響はありません。

(1) 輸入者は、価格・数量・品質・納期等に係る要望を電子メール等により輸出者に連絡し、交渉します。輸入者の要望に従い輸出者が見積書を提出し、納期等を確認した後に委託加工契約を締結します。その後、輸入者は正式な注文書（以下、「PO」という。）を電子メールに添付し輸出者宛に送付します。輸入者は無償支給材料の輸出をするために、X社へ連絡し材料を通関業者倉庫へ納めませす。X社はこの連絡をもって、船の予約、コンテナ詰め、海上保険付与、輸出通関などの手配を輸入者との業務委託契約に基づき通関業者と共に進めます。輸入者はX社に対し、X社立替の海上運賃・船積諸掛・海上保険料・通関業者手配料、及び業務委託手数料を支払います。

(2) 業務委託契約により、輸入者が無償支給材料の輸出手続きに関してX社に委託している業務内容は、以下の通りです。

- ①船の予約手配と輸入者へのスケジュール案内
- ②輸入者からの支給品の明細の入手
- ③輸出用インボイス、P/Lの作成
- ④通関業者への輸出通関依頼
- ⑤海上保険の手配

⑥輸出用インボイス、P/L 及び B/L の輸入者へのメール送付

⑦船会社・通関業者からの請求書入手、支払

⑧海上運賃、船積諸掛、海上保険料の輸入者への請求

X社は輸出用インボイス・P/L を作成し、B/L 及び保険証書と共に電子メールにて輸入者へ送付します。輸入者はこれら書類一式を輸出者へ送付します。

なおX社は、契約書に記載されている上記業務内容の他にも、無償支給材料の通関業者倉庫入庫後の到着受領報告及び重量等入庫明細の記載内容確認を行っています。

(3) 輸出者は、完成品の最終数量・品質管理用ロット番号・出荷予定等を電子メールにより輸入者に報告します。輸出者は自ら手配した船のスケジュールに従い、商品を工場でコンテナ詰めし港倉庫へ出荷、同時に作成した輸入用インボイス・P/L を輸入者へ送付します。輸入者は輸入通関と無償支給材料の価格計算を依頼する為にX社へ連絡し、輸入用インボイス・P/L 等を渡します。X社はこの連絡をもって、輸入申告価格の計算、希望納期によるコンテナ運送手配などの手配を通関業者と共に進めます。B/L と保険証書は輸出者より出荷後直ちに輸入者へ届き、輸入者からX社に電子メールにて送付されます。

X社に対する支払は、X社立替の輸入通関費用、輸入諸掛費用及び本邦運送費用と業務委託手数料に対して発生します。

(4) 業務委託契約により、輸入者がX社に委託している輸入貨物の輸入手続きに関する業務内容は、以下の通りです。

①輸出者からの船積書類の入手（ただし、E国からの船の手配を除く。）

②入港スケジュールの確認と輸入者への案内

③製品に対応する支給品の数量・金額の算出

④輸入申告時の評価申告のための計算書作成

⑤通関業者への輸入通関依頼

⑥輸入者への納入手配

⑦海上保険の手配

⑧船会社、通関業者からの請求書入手、支払

⑨海上運賃、通関諸掛、海上保険料の輸入者への請求

なお、業務委託契約締結時より数年経過し、当該契約記載内容のうち、「①輸出者からの船積み書類の入手（ただし、E国からの船の手配を除く。）」が変更となり、輸入者が船積み書類を輸出者から入手し、X社へ転送しています。また、「⑦海上保険の手配」、「⑧船会社、通関業者からの請求書入手、支払」のうち船会社からの請求書入手、支払業務及び「⑨海上運賃、通関諸掛、海上保険料の輸入者への請求」のうち通関諸掛の請求以外については、CIF 取引に変更したため、現在は業務委託内容から外れています。

無償支給材料の輸出も輸入取引も、輸入者及び輸出者の計算と危険負担により行われており、X社が危険負担を負う事はなく、輸出者とX社との間に輸入貨物の取引に係る業務委託関係及び代理関係等もありません。加えてX社が輸出者から手数料を受領している事実もありません。輸入者は輸出者とのコミュニケーションを円滑に行うこと及びスムーズに貿易業務を行う事を目的としてX社に業務委託しているのであって、X社に業務委託しなくても輸出者との委託加工に基づく取引を成立させることは可能ですが、輸入通関時の評価申告での利便性を考慮し、X社に業務委託しています。

(5) 業務委託契約の履行に伴う対価については、以下の通りです。

輸入者は、上記(2)及び(4)の業務の対価（業務委託手数料）として、業務委託契約に基づき、X社が本業務を履行する為に要した経費（運送関連費用等）は実費払い、また毎船ごとに5万円プラス消費税を都度、支払っています。なお、この内、運送関連費用等とは、主として国内運送等で発生した費用ですが、一部アライバルノーティスで請求される FAF、YAS 等の割増料金が含まれているため、当該割増料金のうち本邦輸入港に到着するまでの費用については、輸入港までの運賃等として輸入貨物の課税価格に算入して申告しています。

### 3. 関税評価に関する照会者の見解

輸入者と輸出者は、輸入貨物の品質、数量、価格等について取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する者であることから、輸入者と輸出者による取引となります。

当該取引においては、X社は、輸入者と締結した業務委託契約に基づき、輸入者の指示により輸入者の代理として当該取引に関する通関業務を行う手助けをしている者であることから、当該契約のうち輸入業務に関して支払われる対価の額は、関税定率法第4条第1項第2号イの「仲介料その他の手数料」に該当せず、課税価格に算入する必要はないものと考えます。

一方、輸出に関してX社に支払う手数料は、関税定率法第4条第1項第3号イの無償提供材料に係る費用の一部として、課税価格に算入する必要があると考えます。

## 別紙 2（回答）

### 【回答内容】

輸入者がX社に支払う業務委託手数料のうち、E国への無償支給材料の輸出に係る業務に対する手数料については、輸入者が関税定率法第4条第1項第3号イに規定されている「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」を輸出者に提供するために要した運賃、保険料その他の費用であって買手により負担されるものに該当することから輸入貨物の課税価格に算入されます。

一方、E国からの輸入貨物の輸入に係る業務に対する手数料については、関税定率法第4条第1項第2号に規定されている「輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料又は費用」には該当しないことから輸入貨物の課税価格に算入されません。

### 【理由】

#### 1. 関係法令等

- (1) 関税定率法（以下「法」という。）第4条第1項本文において、輸入貨物の課税標準となる価格（以下「課税価格」という。）は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格（以下「現実支払価格」という。）に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格とすると規定されています。
- (2) 法基本通達（以下「基本通達」という。）4-1（1）において、「輸入取引」とは、本邦に拠点をもつ者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当するとされています。
- (3) 基本通達4-1（3）において、輸入取引における「買手」及び「売手」とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入取引をする者をいい、具体的には、自ら輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等について取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する者とされています。
- (4) また、上記（1）の「運賃等の額」として、同項第2号イにおいて、輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料のうち、仲介料その他の手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）は課税価格に算入するとされています。
- (5) 同項第3号において、輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務に要する費用は、上記「運賃等の額」の一つとして掲げられており、同号イにおいて、輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの（以下「材料等」という。）が当該物品の一つとして規定されています。
- (6) さらに、法施行令第1条の5第2項において、材料等を輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して提供するために要する運賃、保険料その他の費用を買手が負担した場合には、当該負担した費用等の額は、材料等の費用の額に含めるものとしてされています。
- (7) 法第4条第3項において、本邦にある者（以下この項において「委託者」という。）から委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）が当該委託者から直接又は間接に提供された原料又は材料を外国において加工又は組立て（以下この項において「加工等」という。）をし、当該委託者が当該加工等によってできた製品を取得することを内容とする当該委託者と当該受託者との間の取引に基づき当該製品が本邦に到着することとなる場合には、当該取引を輸入取引と、当該委託者を買手と、当該受託者を売手と、当該加工等の対価として現実に支払われた又は支払われるべき額を輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格とそれぞれみなして、前二項の規定を適用するとされています。また、この場合において、

第一項第二号イ中「手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）」とあるのは、「手数料」とすると規定されています。

## 2. 輸入取引の認定について

輸入者は、電子メール等により輸入貨物の価格・数量・品質・納期等について輸出者と交渉し、交渉の結果、輸出者が輸入者に見積書を送付します。輸入者は当該見積書を確認し、輸出者との間に委託加工契約を締結し、輸出者に注文書を送付し、輸出者がこれを受諾することで委託加工契約は成立します。輸入者と輸出者は当該委託加工契約において、輸入者により無償で提供される材料等、輸出者が製造する製品の数量・価格（加工賃）・輸送方法・納期等を取り決め、輸出者は、輸入者から提供を受けた材料等を別途輸入者から送付を受けた製造工程フローチャートに基づいて加工し、輸入貨物の製造を行います。

よって、輸入者を委託者、輸出者を受託者とした委託加工契約に基づき輸入貨物が製造されることとなります。

以上のことから、当該委託加工契約に基づく取引は、基本通達4-1（1）において規定される「本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったもの」ではなく、法第4条第3項で規定する「本邦の委託者から委託を受けた受託者が当該委託者から直接又は間接に提供された原料又は材料を外国において加工等をし、当該委託者が当該加工等によってできた製品を取得することを内容とする当該委託者と当該受託者との間の取引に基づき当該製品が本邦に到着することとなる場合」に該当すると認められます。

したがって、当該委託加工契約に基づく取引を輸入取引と、輸入者（委託者）を買手と、輸出者（受託者）を売手と、輸入者から輸出者に支払われる加工賃を現実支払価格とみなして法第4条第1項の規定を適用することとなります。

## 3. 輸入者がX社に支払う業務委託手数料について

輸入者は、X社との間で業務委託契約を締結し、輸入者と輸出者との間で締結した委託加工契約に基づく取引に関し、X社に業務委託を行い、輸出入の毎船ごとに発生する業務に対する手数料を支払っています。

なお、輸入者の説明によると、X社は輸入者との業務委託契約に基づいて、輸出入関連の業務を行って手数料を受領していますが、本件委託加工契約の取引においてX社が危険負担を負うことはなく、X社と輸出者との間に業務委託関係あるいは代理関係もなく、手数料を受領している事実もないとしています。

### （1）輸入貨物の材料等の輸出に係る手数料

輸入貨物の材料等の輸出者向けの輸出につき、輸入者とX社が締結する業務委託契約は、業務の範囲を次のとおりとしています。

- ①船の予約手配と輸入者へのスケジュール案内
- ②輸入者からの支給品の明細の入手
- ③輸出用インボイス、P/Lの作成
- ④通関業者への輸出通関依頼
- ⑤海上保険の手配
- ⑥輸出用インボイス、P/L及びB/Lの輸入者へのメール送付
- ⑦船会社・通関業者からの請求書入手、支払
- ⑧海上運賃、船積諸掛、海上保険料の輸入者への請求

X社は、当該業務委託契約に基づき、輸入者が輸入貨物の材料等をE国へ輸出するに際し、本

船の手配、通関業者への輸出通関依頼、海上保険の手配等の業務を行い、これらの費用を立て替えた上で、これに業務委託契約で定められた出荷ごとの手数料を合わせて輸入者に請求します。

これらの業務内容は、委託加工契約に基づき輸入貨物に組み込まれる材料等を輸出者に提供するために行われているものと認められ、輸入者からX社に支払われる手数料は、法第4条第1項第3号イ及び法施行令第1条の5第2項で規定される、輸入貨物に組み込まれている材料等を輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して提供するために要した「運賃、保険料その他の費用」であって買手により負担されるものに該当するものと認められます。

#### (2) 輸入貨物の輸入に係る手数料

輸出者が製造した輸入貨物を本邦に輸入するに際し、輸入者とX社が締結する業務委託契約は、業務の範囲を次のとおりとしています。

- ①輸出者からの船積書類の入手（ただし、E国からの船の手配を除く。）
- ②入港スケジュールの確認と輸入者への案内
- ③製品に対応する支給品の数量・金額の算出
- ④輸入申告時の評価申告のための計算書作成
- ⑤通関業者への輸入通関依頼
- ⑥輸入者への納入手配
- ⑦海上保険の手配
- ⑧船会社、通関業者からの請求書入手、支払
- ⑨海上運賃、通関諸掛、海上保険料の輸入者への請求

輸入者によると、当該業務委託契約の記載内容のうち、「①輸出者からの船積書類の入手」とありますが、実際には輸入者が輸出者から入手しX社に提供しているとのこと。また、「⑦海上保険の手配」、「⑧船会社、通関業者からの請求書入手、支払」のうち船会社からの請求書入手、支払業務及び「⑨海上運賃、通関諸掛、海上保険料の輸入者への請求」のうち通関諸掛の請求以外については、CIF取引に変更となったことから、現在は、業務の範囲から外れているとのこと。

X社は、輸入者が輸出者から輸入貨物を本邦に輸入するに際し、輸入申告時に評価申告する必要がある材料等の計算書類の作成、通関業者への輸入通関依頼、輸入後の輸入者への納入手配等の業務を行い、これらの費用を立て替えた上で、これに業務委託契約で定められた出荷ごとの手数料を合わせて輸入者に請求します。

これらの業務内容は、委託加工契約に基づき製造された製品を本邦に輸入するための手続きに関するものと認められ、輸入者からX社に支払われる手数料は、法第4条第1項第2号イで規定されている「輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される仲介料その他の手数料」に該当するものではありません。

#### 4. 結論

以上のことから、輸入者が業務委託契約に基づき支払う業務委託手数料のうち、材料等のE国への輸出に係る手数料については、輸入者が法第4条第1項第3号イ及び法施行令第1条の5第2項に規定されている「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」を輸出者に提供するために要した運賃、保険料その他の費用であって買手により負担されるものに該当することから課税価格に算入されます。一方、E国からの輸入に係る手数料については、法第4条第1項第2号イに規定されている「輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される仲介料その他の手数料」には該当しないことから輸入貨物の課税価格に算入されません。